規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―二四（通勤手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年十月十五日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―二四―一三

人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「官民人事交流法第二条第三項」を「派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項」に、「職員又は」を「職員」に改め、「された職員」の下に「又は規則一一―四（職員の身分保障）第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職した職員」を加え、「又は交流採用」を「、交流採用又は復職」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五四（住居手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年十月十五日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―五四―六

人事院規則九―五四（住居手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五四（住居手当）の一部を次のように改正する。

第四条中「当該適用」の下に「、派遣法第二条第一項の規定による派遣」を加え、「職員又は」を「職員」に改め、「された職員」の下に「又は規則一一―四（職員の身分保障）第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職した職員」を加え、「又は交流採用」を「、交流採用又は復職」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―八九（単身赴任手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年十月十五日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―八九―三

人事院規則九―八九（単身赴任手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八九（単身赴任手当）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「官民人事交流法第二条第三項」を「派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項」に、「復帰したこと又は」を「復帰したこと、」に改め、「されたこと」の下に「又は規則一一―四（職員の身分保障）第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職したこと」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。